

問合せ先

①田辺市から児童手当を受給し
ている方

市民課 庶務年金係

内線： 2773

電話: 0739 (26) 9925

②上記以外の方

子育て推進課

内線： 3392～3395

電話: 0739 (26) 4927

令和 8 年 7 月 9 日

田辺市役所

子育て推進課

課長 吹揚 恒夫

市民課

課長 流川 みちる

田辺市物価高騰対策子育て世帯支援 金給付事業について

食料品価格の高騰の影響を特に受けている子育て世帯の負担を軽減するため、国の物価高騰対応重点支援地方交付金を活用し、子育て世帯に支援金を給付することになりましたので、報道方よろしくお願いします。
詳しくは、別紙をご参照ください。

田辺市物価高騰対策子育て世帯支援金給付事業

食料品価格の高騰の影響を特に受けている子育て世帯の負担を軽減するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、子育て世帯に支援金を支給します。

■支給対象者 下記の児童を養育している児童手当の受給者

令和8年6月30日時点で田辺市に住民登録のある平成20年4月2日から令和8年6月30日までの間に出生した児童

■支給額 対象児童一人につき5,000円

- 申請方法 ①田辺市から児童手当を受給している方は、申請不要です。（対象者には通知を送付し、7月下旬から順次、児童手当の振込口座に振り込みます。）
②上記以外の方は申請が必要となります。（対象者には、7月下旬から順次、申請案内を送付します。）

■お問合せ 田辺市役所

- ①田辺市から児童手当を受給している方

市民課 庶務年金係（電話番号 0739-26-9925）

- ②上記以外の方

子育て推進課 こども家庭係（電話番号 0739-26-4927）